

介護報酬の算定構造

介護サービス

令和6年4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費

二 (削除)

- ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス

3 (削除)

- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注					
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満	=1/100	=1/100	所要時間が20分から起算して25分を越すごとに+10単位(100単位を限度)	×200/100	夜間又は早期の場合 +25/100	特定事業所加算 +20/100	特定事業所加算 +10/100	指定居宅介護事業所で障害者等介護従事者定額研修修了者等により行われる場合 ×70/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×30/100	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	緊急時訪問介護加算 +100単位	
		(2) 20分以上30分未満															(163単位)
		(3) 30分以上1時間未満															(387単位)
		(4) 1時間以上															(567単位に30分を増すごとに +82単位)
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満	(179単位)	=1/100	=1/100	所要時間が20分から起算して25分を越すごとに+10単位(100単位を限度)	×200/100	夜間又は早期の場合 +25/100	特定事業所加算 +10/100	特定事業所加算 +3/100	指定居宅介護事業所で重度訪問介護従事者養成研修修了者等により行われる場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×93/100	+15/100	+10/100	+5/100	緊急時訪問介護加算 +100単位	
	(2) 45分以上	(220単位)															
ハ 通院等乗降介助		(1回につき 97単位)															
ニ 初回加算		(1月につき +200単位)															
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I)	(1月につき +100単位)															
	(2) 生活機能向上連携加算(II)	(1月につき +200単位)															
ヘ 口腔連携強化加算		(1回につき +50単位(1月に1回を限度))															
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(I)	(1日につき +3単位)															
	(2) 認知症専門ケア加算(II)	(1日につき +4単位)															
注 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計														
	(2) 介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×100/1000)															
	(3) 介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +所定単位×55/1000)															
注 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計														
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×42/1000)															
注 介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき +所定単位×24/1000)	注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計														

：「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

※ 要介護程度計画未算定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,266単位)	基於各定額が、 止措置未実施 減算	定額が社会 未定減算	介護職員3人 が行った場合	全身入浴が困 難で、清拭又 は部分浴を実 施した場合	事業所と同一建 物の利用者又は これ以外の同 一建物の利用者 20人以上に サービスを行う 場合	特別地域訪問 入浴介護加算	中山間地域等 における小規 模事業所加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
ロ 初回加算	(1回につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)			×95/100	×90/100	事業所と同一建物の 利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者 20人以上にサービスを 行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ニ 要介護状態加算	(要介護1及び要介護2未満30日以下に限り1回につき +64単位)								
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)								
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)					注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			
ヒ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)					注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			
ホ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×11/1000)					注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			

：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 要介護状態加算(要介護1及び要介護2未満30日以下)は令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年6月31日まで算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
- 単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
- ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
- +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100
- /100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×○○/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (313単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	増数を訪問加算(Ⅰ) 増数を訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算(1日につき)
	(2) 30分未満 (470単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (821単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,125単位)													
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (293単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100													
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (265単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内(2日以上)ターミナルケアを行った場合 +2,000単位	
	(2) 30分未満 (398単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (573単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (842単位)													
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,954単位)		准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100				+800単位					1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位	-97単位		
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)														
ホ 遠院時共同指導加算 (1回につき +600単位)														
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)														
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)				(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +550単位) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)										
チ サービス提供体制強化加算		(1)イ及びロを算定する場合 (2)ハを算定する場合		(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) (二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位) (一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +50単位) (二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +25単位)										

注：「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域訪問リハビリテーション加算 +15/100	中山間地域等における小規模事業所加算 +10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 1回につき -50単位
	介護老人保健施設の場合							リハビリテーションマネジメント加算(A) イ 1月につき +180単位	リハビリテーションマネジメント加算(B) イ 1月につき +450単位	
	介護医療院の場合							リハビリテーションマネジメント加算(A) ロ 1月につき +213単位	リハビリテーションマネジメント加算(B) ロ 1月につき +483単位	
ロ 移行支援加算 (1日につき 17単位を加算)										
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)			(1)サービス提供体制強化加算(I)							
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +3単位)			(2)サービス提供体制強化加算(II)							

：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(I) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (514単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
(2) 居宅療養管理指導費(II) (在宅病医学総合管理科 又は特定施設入居時等 医学総合管理科を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (298単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (286単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)					
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)					
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)					
(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)					
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (565単位)	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (517単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (378単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)				
	(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (544単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (624単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (466単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)					
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)					
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)					
(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)					

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数及び入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	移動のユニットリフトをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	滞在型禁止施設加算	滞在型禁止施設加算	滞在型禁止施設加算	前下層が設備基準を満たさない場合	実室を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所入所加算	若年性認知症利用者入所加算	利用者に対して選定を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (I)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (705 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要介護2 (756 単位)										
		要介護3 (806 単位)										
		要介護4 (857 単位)										
		要介護5 (908 単位)										
		b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (732 単位)									
		要介護2 (786 単位)										
		要介護3 (839 単位)										
		要介護4 (893 単位)										
		要介護5 (946 単位)										
		c 診療所短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (759 単位)									
		要介護2 (814 単位)										
	要介護3 (869 単位)											
	要介護4 (924 単位)											
	要介護5 (979 単位)											
	d 診療所短期入所療養介護費 (iv) <多床室>	要介護1 (813 単位)										
	要介護2 (864 単位)											
	要介護3 (916 単位)											
	要介護4 (969 単位)											
	要介護5 (1016 単位)											
	e 診療所短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (840 単位)										
	要介護2 (894 単位)											
	要介護3 (944 単位)											
	要介護4 (1000 単位)											
要介護5 (1059 単位)												
f 診療所短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (867 単位)											
要介護2 (922 単位)												
要介護3 (974 単位)												
要介護4 (1032 単位)												
要介護5 (1095 単位)												
(二) 診療所短期入所療養介護費 (II)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (734 単位)										
	要介護2 (779 単位)											
	要介護3 (826 単位)											
	要介護4 (874 単位)											
	要介護5 (924 単位)											
	b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (797 単位)										
	要介護2 (847 単位)											
	要介護3 (897 単位)											
	要介護4 (949 単位)											
	要介護5 (1003 単位)											
	(2) ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニツト型個室>	要介護1 (857 単位)	×97/100	-1/100	-1/100	-60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要介護2 (907 単位)									
要介護3 (957 単位)												
要介護4 (1008 単位)												
要介護5 (1059 単位)												
(二) ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニツト型個室>		要介護1 (884 単位)										
		要介護2 (934 単位)										
		要介護3 (984 単位)										
		要介護4 (1036 単位)										
		要介護5 (1092 単位)										
(三) ユニツト型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニツト型個室>		要介護1 (911 単位)										
		要介護2 (964 単位)										
		要介護3 (1016 単位)										
		要介護4 (1070 単位)										
		要介護5 (1126 単位)										
(四) 経過のユニツト型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニツト型個室の多床室>		要介護1 (938 単位)										
		要介護2 (997 単位)										
		要介護3 (1057 単位)										
		要介護4 (1118 単位)										
		要介護5 (1181 単位)										
(五) 経過のユニツト型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニツト型個室の多床室>		要介護1 (965 単位)										
		要介護2 (1026 単位)										
		要介護3 (1088 単位)										
		要介護4 (1151 単位)										
	要介護5 (1216 単位)											
(六) 経過のユニツト型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニツト型個室の多床室>	要介護1 (992 単位)											
	要介護2 (1057 単位)											
	要介護3 (1124 単位)											
	要介護4 (1192 単位)											
	要介護5 (1262 単位)											
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (684 単位)											
	(二) 4時間以上6時間未満 (948 単位)											
	(三) 6時間以上8時間未満 (1216 単位)											
(4) 日経連療養加算 (1日につき 50単位を加算(1月に100単位を限度))												
(5) 療養食加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))												
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3単位を加算)											
	(二) 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4単位を加算)											
(7) 特定診療費												
(8) 若年性向上療養体制加算	(一) 若年性向上療養体制加算 (I) (1日につき 100単位を加算)											
	(二) 若年性向上療養体制加算 (II) (1日につき 10単位を加算)											
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 22単位を加算)											
	(二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 18単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)											
(10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I) (1日につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(3)までにより算定した単位数の合計										
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II) (1日につき +所定単位×19/1000)											
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III) (1日につき +所定単位×10/1000)											
(11) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1日につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(3)までにより算定した単位数の合計										
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1日につき +所定単位×11/1000)											
(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1日につき +所定単位×5/1000)	注 所定単位は、(1)から(3)までにより算定した単位数の合計										

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体加算等による算定額については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 療養食加算等算定額については、療養食の支給及びそのための会計の整備及び食事加算に関する長期的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分			注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務継続計画未 策定減算	注 事業計画と同一種類の 利用者が同一住所に 立寄る等の利用 者の入居に伴って指定 介護支援費算定率	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介 護支援加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	注 特定事業所集 中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1-2 (1,086単位)	=1/100	=1/100	×95/100	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
		要介護3-4-5 (1,411単位)								
		要介護1-2 (544単位)								
		要介護3-4-5 (704単位)								
		要介護1-2 (326単位)								
		要介護3-4-5 (422単位)								
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1-2 (1,086単位)								
		要介護3-4-5 (1,411単位)								
		要介護1-2 (527単位)								
		要介護3-4-5 (683単位)								
		要介護1-2 (316単位)								
		要介護3-4-5 (410単位)								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)										
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき +519単位)								
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき +521単位)								
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき +323単位)								
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき +114単位)								
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)										
ホ 入院情報連携加算	(1) 入院情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき +250単位)								
	(2) 入院情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)								
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	(+450単位)								
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	(+600単位)								
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	(+600単位)								
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	(+750単位)								
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ)	(+900単位)								
ト 退院情報連携加算 (1月につき +50単位)										
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)										
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問を行った場合	(+400単位)								

※ 居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※ 居宅介護支援費(Ⅱ)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費		入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 給料受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき +30単位)		
1. 退所時指導加算(※2)	(1月につき1回を限度として70単位を加算)	注 退所管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
2. 再入所時指導加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 退所管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
3. 退所時指導等加算(※2)	(一) 退所時指導加算	ア 退所前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	
		イ 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
		ウ 退所時指導加算 (400単位)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		エ 退所時情報提供加算 (500単位)	注 退所後の主治医に対して診療情報(心身の状態、生活調整)を提供した場合
		オ 退所前連携加算 (500単位)	注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状態、生活調整等を提供した場合
(二) 訪問看護指導加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	注 指定介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	
4. 協力医療機関連携加算	(1) 相談・診療を行う体制を整備し、緊急時に入院を受け入れる体制を確立している協力医療機関と連携している場合 (1日につき 50単位を加算) (2) 1日以内の協力医療機関と連携している場合 (1日につき 5単位を加算)	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定	
5. 介護支援体制強化加算	(1日につき 11単位を加算)	注 退所管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
6. 経口経持加算(※2)	(1日につき 28単位を加算)	注 退所管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
7. 経口維持加算(※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算) (二) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)	注 退所管理の基準を満たさない場合は経口経持加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。	
8. 口腔衛生管理加算(※2)	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算) (二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
9. 療養加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
10. 在宅復帰支援機能加算(※2)	(1日につき 10単位を加算)		
11. 特別診療費(※2)			
12. 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)		
	イ 特定治療		
13. 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
14. 認知症チームケア連携加算	(一) 認知症チームケア連携加算(Ⅰ) (1日につき 120単位を加算)		
	(二) 認知症チームケア連携加算(Ⅱ) (1日につき 120単位を加算)		
15. 認知症行動・心理状態緊急対応加算	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
16. 重度認知症療養体制加算	(一) 重度認知症療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)		
	(二) 重度認知症療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)		
17. 排せつ支援加算(※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)		
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算)		
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)		
18. 自立支援促進加算(※2)	(1月につき 290単位を加算)		
19. 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算)		
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		
20. 安全対策体制加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
21. 高齢者施設等施設訪問加算	ア) 高齢者施設等施設訪問加算(Ⅰ) (1日につき 10単位を加算)		
	イ) 高齢者施設等施設訪問加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)		
22. 高齢者施設等施設訪問加算	(1月につき1回、連続する5日を限度として、240単位を算定)		
23. 生活向上支援体制加算	ア) 生活向上支援体制加算(Ⅰ) (1日につき 100単位を加算)		
	イ) 生活向上支援体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)		
24. サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
25. 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×26/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×19/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×10/1000)		
26. 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×15/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×11/1000)		
27. 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位数×5/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計	

※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 ※ 入及びハを適用する場合には、(※2)を適用しない。
 ※ 業務時間外指導等支援加算については、高齢者の予防及び介護の助力のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年9月31日までの経過措置がない。
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

令和6年4月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

ニ (削除)

- ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務取扱計画未 策定減算	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用数50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(I)								
	(2) 認知症専門ケア加算(II)								
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)								
	(2) サービス提供体制強化加算(II)								
	(3) サービス提供体制強化加算(III)								
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I)					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(II)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(III)								
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II)								
ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位数×11/1000)					注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計			

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務取扱計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
- 〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注		注	注	注	注	注	注	
		通看護師の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合(算定可能)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位
	(2) 30分未満 (450単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (792単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,087単位)											
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (282単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は50/100											
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合(算定可能)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位
	(2) 30分未満 (381単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (552単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (812単位)											
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)												
ニ 遠隔時共同指導加算 (1回につき +600単位)												
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +100単位)												
ヘ サービス提供体制強化加算												
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)												
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)												

※ 「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に依る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	-50単位
	介護老人保健施設の場合						
	介護療養院の場合						
ロ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)							
ハ サービス提供体制強化加算							
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)							
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)							

※ 「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別地域介護予防 居宅療養管理指導 加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養 管理指導費(Ⅰ) (Ⅱ以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (514単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
	(2) 介護予防居宅療養 管理指導費(Ⅱ) (在宅医学会 管理科又は特定施 設入居指導等学 会管理科を算定す る場合)	(一) 単一建物居住者41人に対して行う 場合 (298単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (286単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)	+15/100	+10/100	+5/100	
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 施設又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (565単位)	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (517単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (378単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)			
(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)					
ニ 管理栄養士 が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (544単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (524単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (466単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)			
ホ 歯科衛生士等 が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	+240単位	-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1						-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
	介護医療院の場合	要支援1						-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)									
ハ 栄養アセスメント加算 (1月につき 50単位を加算)									
ニ 栄養改善加算 (1月につき 200単位を加算)									
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))								
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)								
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1月につき 160単位を加算)								
ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)							
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)							
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)							
チ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)									
リ 科学的介護推進体制加算 (1月につき 40単位を加算)									
ス サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 88単位を加算)							
		要支援2 (1月につき 176単位を加算)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 72単位を加算)							
		要支援2 (1月につき 144単位を加算)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)							
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)							
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×47/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×34/1000)							
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×19/1000)							
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×20/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)							
ワ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×10/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計						

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(1) (従来型介護)	要支援1 (420 単位)	4.42単位														
		要支援2 (330 単位)	4.42単位															
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(1)	要支援1 (420 単位)	4.42単位														
		要支援2 (330 単位)	4.42単位															
ロ ユニタリ型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1) (ユニット型介護)	要支援1 (440 単位)	5.00単位														
		要支援2 (340 単位)	5.00単位															
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1) (ユニット型介護)	要支援1 (440 単位)	5.00単位														
		要支援2 (340 単位)	5.00単位															

ハ サービス提供体制強化加算 (1日につき +50単位(1月に100単位を限度))

ニ 療養費加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))

注 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(1) (1日につき 3単位を加算)
 (2) 認知症専門ケア加算(2) (1日につき 4単位を加算)

ハ サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 100単位を加算)
 (2) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 10単位を加算)

サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 22単位を加算)
 (2) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 18単位を加算)
 (3) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき 6単位を加算)

注 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき +所定単位×83/1000)
 (2) 介護職員処遇改善加算(2) (1月につき +所定単位×60/1000)
 (3) 介護職員処遇改善加算(3) (1月につき +所定単位×33/1000)

注 介護職員等特定処遇改善加算(1) (1月につき +所定単位×27/1000)
 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(2) (1月につき +所定単位×23/1000)

注 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×16/1000)

注: 「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体障害者手当等加算については令和7年4月1日から適用する。

※ 療養費加算(1)については、従前の半額及び本人負担の防止のための増額の措置及び実費負担を減らすための措置を併せて実施し、令和7年3月31日までの期間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和7年4月1日から算定可能。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																												
				施設主任職員等の専任職員を専任しない場合	利用者の数及び入居者の数に併せて専任職員を専任しない場合	医師、看護師、介護士、理学療法士、作業療法士など常駐職員の配置が確保できない場合	乗動のユニット・シングルユニットが同一フロアにあり、かつ同一フロアに利用者の居室が確保できない場合	乗動のユニット・シングルユニットが同一フロアにあり、かつ同一フロアに利用者の居室が確保できない場合	乗動のユニット・シングルユニットが同一フロアにあり、かつ同一フロアに利用者の居室が確保できない場合	乗動のユニット・シングルユニットが同一フロアにあり、かつ同一フロアに利用者の居室が確保できない場合	乗動のユニット・シングルユニットが同一フロアにあり、かつ同一フロアに利用者の居室が確保できない場合	乗動のユニット・シングルユニットが同一フロアにあり、かつ同一フロアに利用者の居室が確保できない場合	乗動のユニット・シングルユニットが同一フロアにあり、かつ同一フロアに利用者の居室が確保できない場合	乗動のユニット・シングルユニットが同一フロアにあり、かつ同一フロアに利用者の居室が確保できない場合																												
(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型個室>【基本型】	療養費1 (312 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	=1/100	=1/100	=1/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日単位を確保)	1日につき +120単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位																											
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1) <従来型個室>【在宅強化型】	療養費1 (332 単位)													療養費2 (278 単位)	1日につき +51単位																									
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1) <多床室>【療養型】	療養費1 (312 単位)													療養費2 (278 単位)		1日につき +51単位																								
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1) <多床室>【在宅強化型】	療養費1 (332 単位)													療養費2 (278 単位)			1日につき +51単位																							
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(2)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(2) <療養型>	療養費1 (353 単位)													療養費2 (238 単位)				1日につき +240単位																						
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(2) <多床室>【療養型】	療養費1 (373 単位)													療養費2 (238 単位)					1日につき +51単位																					
		(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(3)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(3) <療養型>													療養費1 (353 単位)						療養費2 (238 単位)	1日につき +240単位																			
			b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(3) <多床室>【療養型】													療養費1 (373 単位)						療養費2 (238 単位)		1日につき +51単位																		
	(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(4)		a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(4) <療養型>													療養費1 (353 単位)						療養費2 (238 単位)			1日につき +240単位																	
			b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(4) <多床室>【療養型】													療養費1 (373 単位)						療養費2 (238 単位)				1日につき +51単位																
		(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)													a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室>【基本型】						療養費1 (353 単位)					×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	=1/100	=1/100	=1/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日単位を確保)	1日につき +120単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位				
																b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室>【在宅強化型】						療養費1 (373 単位)																	療養費2 (248 単位)	1日につき +51単位		
	c 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室の多床室>【基本型】															療養費1 (353 単位)						療養費2 (238 単位)																	1日につき +51単位			
	d 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】															療養費1 (373 単位)						療養費2 (248 単位)																			1日につき +51単位	
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(2)		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(2) <ユニット型個室>【療養型】													療養費1 (393 単位)						療養費2 (218 単位)																				1日につき +240単位
			b 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(2) <ユニット型個室の多床室>【療養型】													療養費1 (413 単位)						療養費2 (218 単位)																				
(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(3)			a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(3) <ユニット型個室>【療養型】	療養費1 (393 単位)	療養費2 (218 単位)	1日につき +240単位																																				
			b 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(3) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	療養費1 (413 単位)	療養費2 (218 単位)		1日につき +51単位																																			
	(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(4)		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(4) <ユニット型個室>	療養費1 (413 単位)	療養費2 (218 単位)			1日につき +240単位																																		
			b 経過のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(4) <ユニット型個室の多床室>	療養費1 (433 単位)	療養費2 (218 単位)				1日につき +51単位																																	

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(1) (1日につき 27単位を加算)	
	(二)療養体制維持特別加算(2) (1日につき 57単位を加算)	
(3) 総合管理加算	(利用中に1日を限度に、1日につき275単位を加算)	
(4) 口腔ケア加算	(1日につき、1回のケア(1) 1回を加算)	
(5) 療養食加算	(1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(6) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(1) (1日につき 3単位を加算) (二)認知症専門ケア加算(2) (1日につき 4単位を加算)	
(7) 緊急時治療療養費	(一) 緊急時治療管理 【療養型老健以外の場合】 {1月(1)10日を限度に、1日につき518単位を算定} 【療養型老健の場合】 {1月(1)10日を限度に、1日につき518単位を算定} (二) 特定治療	
(8) 生活支援上療養費加算	(一)生活支援上療養費加算(1) (1月につき 100単位を加算) (二)生活支援上療養費加算(2) (1月につき 100単位を加算) (三)生活支援上療養費加算(3) (1月につき 100単位を加算)	
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき 6単位を加算)	
(10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき +所定単位×39/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(2) (1月につき +所定単位×29/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(3) (1月につき +所定単位×16/1000)	※所定単位は、(1)から(3)までより算出した単位数の合計
(11) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(1) (1月につき +所定単位×21/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(2) (1月につき +所定単位×17/1000)	※所定単位は、(1)から(2)までより算出した単位数の合計
(12) 介護職員等ベースアップ等加算	(1月につき +所定単位×8/1000)	※所定単位は、(1)から(2)までより算出した単位数の合計

注 特別療養費」と「緊急時治療療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

注 身体障害者手当加算については令和7年4月1日から適用する。

注 業務時間外手当加算については、経費の発生及び経費の防止のための指針の整備及び事業運営に資する具体的な計画の実行について(関係には、令和7年3月31日までの期間適用しない。)

注 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等加算については、令和6年5月31日までの期間適用。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	
(1) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	a 診療所介護予防短期 入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要支援1 (530 単位)	×70/100	身体拘束禁止 未実施減算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務設備計画 未策定減算	廊下幅が設備 基準を満たさな い場合	食堂を有しない 場合	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対して 送迎を行う場合	
		要支援2 (666 単位)										
		b 診療所介護予防短期 入所療養介護費(ii) 〈療養機能強化型A〉 〈従来型個室〉										要支援1 (559 単位)
		要支援2 (699 単位)										
		c 診療所介護予防短期 入所療養介護費(iii) 〈療養機能強化型B〉 〈従来型個室〉										要支援1 (549 単位)
		要支援2 (684 単位)										
	d 診療所介護予防短期 入所療養介護費(iv) 〈多床室〉	要支援1 (589 単位)										
		要支援2 (747 単位)										
	e 診療所介護予防短期 入所療養介護費(v) 〈療養機能強化型A〉 〈多床室〉	要支援1 (623 単位)										
		要支援2 (780 単位)										
	f 診療所介護予防短期 入所療養介護費(vi) 〈療養機能強化型B〉 〈多床室〉	要支援1 (612 単位)										
		要支援2 (769 単位)										
	(二) 診療所 介護予防短期 入所療養 介護費(II)	a 診療所介護予防短期 入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉										要支援1 (471 単位)
		要支援2 (588 単位)										
b 診療所介護予防短期 入所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要支援1 (537 単位)											
	要支援2 (678 単位)											
(2) ユニット型 診療所介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(I) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (616 単位)	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基 準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片週につき +184単位	
	要支援2 (775 単位)											
	(二) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(II) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要支援1 (643 単位)										
	要支援2 (804 単位)											
	(三) ユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(III) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室〉	要支援1 (634 単位)										
	要支援2 (793 単位)											
	(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(I) 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 (616 単位)										
	要支援2 (775 単位)											
	(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(II) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 (643 単位)										
	要支援2 (804 単位)											
(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期 入所療養介護費(III) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 (634 単位)											
要支援2 (793 単位)												
(3) 自給連携強化加算	(1日につき +50単位(1月に1回を限度))											
(4) 療養食加算	(1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I)	(1日につき 3単位を加算)										
	(二) 認知症専門ケア加算(II)	(1日につき 4単位を加算)										
(6) 特定診療費												
(7) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(I)	(1月につき 100単位を加算)										
	(二) 生産性向上推進体制加算(II)	(1月につき 10単位を加算)										
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)	(1日につき 22単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算(II)	(1日につき 18単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算(III)	(1日につき 6単位を加算)										
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×26/1000)										
	(二) 介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×19/1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +所定単位×10/1000)										
(10) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×15/1000)										
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×11/1000)										
(11) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×5/1000)											

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務設備計画未策定減算については、高齢者の予防及び安心延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日までで算定可能。

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		活動を行う職員が専ら当該活動に専ら従事している場合	介護予防活動及び介護予防活動に必要となる活動を行う職員が専ら当該活動に専ら従事している場合	介護予防活動及び介護予防活動に必要となる活動を行う職員が専ら当該活動に専ら従事している場合	介護予防活動及び介護予防活動に必要となる活動を行う職員が専ら当該活動に専ら従事している場合	介護予防活動及び介護予防活動に必要となる活動を行う職員が専ら当該活動に専ら従事している場合	介護予防活動及び介護予防活動に必要となる活動を行う職員が専ら当該活動に専ら従事している場合	介護予防活動及び介護予防活動に必要となる活動を行う職員が専ら当該活動に専ら従事している場合	介護予防活動及び介護予防活動に必要となる活動を行う職員が専ら当該活動に専ら従事している場合	介護予防活動及び介護予防活動に必要となる活動を行う職員が専ら当該活動に専ら従事している場合	介護予防活動及び介護予防活動に必要となる活動を行う職員が専ら当該活動に専ら従事している場合	介護予防活動及び介護予防活動に必要となる活動を行う職員が専ら当該活動に専ら従事している場合	介護予防活動及び介護予防活動に必要となる活動を行う職員が専ら当該活動に専ら従事している場合	介護予防活動及び介護予防活動に必要となる活動を行う職員が専ら当該活動に専ら従事している場合	介護予防活動及び介護予防活動に必要となる活動を行う職員が専ら当該活動に専ら従事している場合	介護予防活動及び介護予防活動に必要となる活動を行う職員が専ら当該活動に専ら従事している場合	介護予防活動及び介護予防活動に必要となる活動を行う職員が専ら当該活動に専ら従事している場合	介護予防活動及び介護予防活動に必要となる活動を行う職員が専ら当該活動に専ら従事している場合	介護予防活動及び介護予防活動に必要となる活動を行う職員が専ら当該活動に専ら従事している場合		
(1) 1型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 1型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1)	a 1型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)	要介護1 (222 単位)																		
		b 1型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)	要介護2 (222 単位)																		
	(二) 1型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (2)	a 1型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2)	要介護1 (222 単位)																		
		b 1型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2)	要介護2 (222 単位)																		
	(三) 1型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (3)	a 1型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(3)	要介護1 (222 単位)																		
		b 1型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(3)	要介護2 (222 単位)																		
(2) 2型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 2型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1)	a 2型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)	要介護1 (222 単位)																		
		b 2型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)	要介護2 (222 単位)																		
	(二) 2型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (2)	a 2型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2)	要介護1 (222 単位)																		
		b 2型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2)	要介護2 (222 単位)																		
	(三) 2型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (3)	a 2型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(3)	要介護1 (222 単位)																		
		b 2型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(3)	要介護2 (222 単位)																		
(3) 3型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 3型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1)	a 3型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)	要介護1 (222 単位)																		
		b 3型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)	要介護2 (222 単位)																		
	(二) 3型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (2)	a 3型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2)	要介護1 (222 単位)																		
		b 3型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2)	要介護2 (222 単位)																		
	(三) 3型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (3)	a 3型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(3)	要介護1 (222 単位)																		
		b 3型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(3)	要介護2 (222 単位)																		
(4) ユニット型1型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型1型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1)	a ユニット型1型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)	要介護1 (222 単位)																		
		b ユニット型1型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)	要介護2 (222 単位)																		
	(二) ユニット型1型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (2)	a ユニット型1型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2)	要介護1 (222 単位)																		
		b ユニット型1型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(2)	要介護2 (222 単位)																		
	(三) ユニット型1型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (3)	a ユニット型1型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(3)	要介護1 (222 単位)																		
		b ユニット型1型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(3)	要介護2 (222 単位)																		
(5) ユニット型2型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a ユニット型2型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)	要介護1 (222 単位)																			
	b ユニット型2型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)	要介護2 (222 単位)																			
(6) ユニット型3型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a ユニット型3型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)	要介護1 (222 単位)																			
	b ユニット型3型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1)	要介護2 (222 単位)																			

(7) 特別療養費 (182)	1) 特別療養費 (1) (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																			
(8) 療養加算	a 緊急時加算																			
	b 緊急時加算																			
(9) 緊急時加算	a 緊急時加算																			
	b 緊急時加算																			
(10) 緊急時加算	a 緊急時加算																			
	b 緊急時加算																			
(11) 特別療養費 (182)	a 特別療養費 (1)																			
	b 特別療養費 (2)																			
(12) サービス提供体制強化加算	a サービス提供体制強化加算(1)																			
	b サービス提供体制強化加算(2)																			
(13) 介護職員処遇改善加算	a 介護職員処遇改善加算(1)																			
	b 介護職員処遇改善加算(2)																			
(14) 介護職員等特定処遇改善加算	a 介護職員等特定処遇改善加算(1)																			
	b 介護職員等特定処遇改善加算(2)																			
(15) 介護職員等ベースアップ等実費加算	a 介護職員等ベースアップ等実費加算(1)																			
	b 介護職員等ベースアップ等実費加算(2)																			

※ 活動条件等規定を適用する場合には、当該活動等看護加算を適用しない。
 ※ (3)及び(6)を適用する場合は、(2)を適用しない。
 ※ 介護職員等ベースアップ等実費加算については、当該施設が介護職員等ベースアップ等実費加算の対象となる施設であること、当該施設が介護職員等ベースアップ等実費加算の対象となる施設であること、当該施設が介護職員等ベースアップ等実費加算の対象となる施設であること、当該施設が介護職員等ベースアップ等実費加算の対象となる施設であることを示す必要がある。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注		注		注		注		注		注		注		注		
	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日に1つ)	要支援1 (12.1 単位)	×70/100															
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日に1つ 8.2 単位)	要支援2 (11.1 単位)	×70/100															
1. 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日に1つ 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日に1つ 4単位を加算)																
2. サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日に1つ 2.2単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日に1つ 1.8単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日に1つ 0.8単位を加算)																
3. 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月に1つ + 所定単位数×82/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月に1つ + 所定単位数×60/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月に1つ + 所定単位数×33/1000)																
4. 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月に1つ + 所定単位数×18/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月に1つ + 所定単位数×12/1000)																
5. 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月に1つ + 所定単位数×15/1000)																

※ 介護費 要支援1 5.032単位
 要支援2 10.531単位
 ※ 特別地域介護予防施設利用費加算は、特別地域(1)に適用する。
 ※ 特別地域介護予防施設利用費加算については、特別地域(1)及び(2)の区分が別記の施設及び介護計画(要支援1)に適用する。
 ※ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)の介護職員等(Ⅰ)に適用する。

9 介護予防福祉用具費

基本部分	注	注	注	注	注
介護予防福祉用具費 (注)介護予防福祉用具費とは、要支援1又は要支援2の者が利用する介護予防福祉用具(注)の購入に要する費用を指す。					

注：「特別地域介護予防施設利用費加算」(中山間地域等における介護事業所加算)及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度管理の対象外となる算定項目
 ※ 要支援1又は要支援2の者については、重い、重い付加品、特殊形状、特殊形状付加品、床ずれ防止用具、体位交換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動歩行装置管理費を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く)
 ※ 要支援1又は要支援2の者が利用する介護予防福祉用具(注)の購入に要する費用を指す。

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100			
	(2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算	(1月につき +300単位)			+15/100	+10/100	+5/100
ハ 委託連携加算	(+300単位)					
イ(1)を算定する場合のみ算定						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和6年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)								
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)								
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)								
	ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,702単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位) (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位) (二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位) (三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位) (二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位) (三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)			
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位 数の合計							
ヘ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位 数の合計							
ト 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1月につき +所定単位×24/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位 数の合計							
: 「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、 「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入									
※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。									

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
			空室率が法定率を超える場合	空室率が法定率を超える場合	居住水準を確保する必要がある場合	居住水準を確保する必要がある場合	居住水準を確保する必要がある場合	減少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10,400 単位)	×70/100	×70/100	→1/100	→1/100	→1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要介護2 (15,300 単位)									
		要介護3 (20,200 単位)									
		要介護4 (25,100 単位)									
		要介護5 (30,000 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (8,240 単位)									
		要介護2 (13,140 単位)									
		要介護3 (18,040 単位)									
		要介護4 (22,940 単位)									
		要介護5 (27,840 単位)									
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)											
ア 初期加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)											
イ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)											
1. 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算)											
2. 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)											
3. 認知症加算(Ⅲ) (1月につき 700単位を加算)											
4. 認知症加算(Ⅳ) (1月につき 450単位を加算)											
ホ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 200単位を加算(7日間の限度))											
ヘ 若年性認知症利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)											
ト 看護職員配置加算(イを算定する場合のみ算定)											
(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算)											
(2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 700単位を加算)											
(3) 看護職員配置加算(Ⅲ) (1月につき 480単位を加算)											
チ 看取り連携体制加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 64単位を加算)											
リ 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)											
1. 訪問体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算)											
2. 訪問体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)											
ネ 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)											
1. 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 200単位を加算)											
2. 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)											
ル 生活機能向上連携加算											
(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)											
(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)											
ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回の限度))											
リ 科学的介護連携体制加算(イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)											
1. 科学的介護連携体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)											
2. 科学的介護連携体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)											
3. サービス提供体制強化加算											
(1) イを算定している場合											
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)											
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)											
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)											
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 25単位を加算)											
(2) ロを算定している場合											
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算)											
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)											
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)											
2. 介護職員処遇改善加算											
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000)											
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000)											
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)											
3. 介護職員等特定処遇改善加算											
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)											
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)											
4. 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×17/1000)											

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 ※ 「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は、従前の予防及び介護職員の確保及び処遇改善に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年9月31日までの期間適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)は、令和7年9月31日まで算定可能。

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注		
			変動を行う際、月の勤務日数を満たさない場合	利用者の数、利用人員を超過する場合	身体拘束等による減額	認知症対応型共同生活介護費	認知症対応型共同生活介護費	3ユニットで夜間を行える職員を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症対応型共同生活介護費	基本性認知症利用者受入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (255 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき +50単位			1日につき +120単位
		要介護2 (201 単位)										
		要介護3 (254 単位)										
		要介護4 (241 単位)										
		要介護5 (233 単位)										
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (251 単位)										
		要介護2 (204 単位)										
		要介護3 (212 単位)										
		要介護4 (229 単位)										
		要介護5 (235 単位)										
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (283 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100	-3/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位		1日につき +200単位(7日間を限度)	
		要介護2 (254 単位)										
		要介護3 (256 単位)										
		要介護4 (270 単位)										
		要介護5 (267 単位)										
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (281 単位)										
		要介護2 (272 単位)										
		要介護3 (281 単位)										
		要介護4 (285 単位)										
		要介護5 (284 単位)										
注 入院費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定									
注 看取り介護加算(イを算定する場合のみ算定)			(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算) (2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)									
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)									
ニ 認知症対応型共同生活介護費(イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症対応型共同生活介護費(イ)を算定している場合 (1日につき 100単位を加算) (2) 上記以外の認知症対応型共同生活介護費(イ)を算定している場合 (1日につき 40単位を加算)									
三 医療連携体制加算			(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 100単位を加算) (3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 22単位を加算) (4) 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 22単位を加算)									
ニ 認知症対応型共同生活介護費(イを算定する場合のみ算定)			(200単位を加算)									
ニ 認知症対応型共同生活介護費(イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))									
三 認知症専門ケア加算(イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)									
ニ 認知症対応型共同生活介護費(イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1日につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1日につき 120単位を加算)									
注 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)									
注 栄養管理体制加算(イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)									
注 口腔ケア管理体制加算(イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)									
注 口腔ケア管理体制加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
注 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)									
注 高齢者施設連携計画策向上加算			(1) 高齢者施設連携計画策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設連携計画策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)									
注 高齢者施設連携計画策向上加算			(1月につき 10単位を加算)									
注 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 110単位を加算) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)									
注 サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 8単位を加算)									
注 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×11/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×81/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×45/1000)									
注 介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×31/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×23/1000)									
注 介護職員等ベースアップ等支援加算			(1月につき +所定単位数×23/1000)									
<p>※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給標準額に含まれる。</p> <p>※ 介護職員処遇改善加算については、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は、令和7年度1月1日から適用する。</p> <p>※ 認知症対応型共同生活介護費(イ)を算定する場合、認知症対応型共同生活介護費(イ)を算定している場合は、認知症対応型共同生活介護費(イ)を算定しない。</p> <p>※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は、令和7年度1月1日から適用する。</p>												

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

基本部分			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (1日20時間)	(1) 地域密着型介護老人福祉施設 <指定介護施設> <指定介護施設>	要介護1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
		要介護2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
ロ ニュートン型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (1日20時間)	(1) ニュートン型地域密着型介護老人福祉施設 <指定介護施設> <指定介護施設>	要介護1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
		要介護2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
ハ 経過型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (1日20時間)	(1) 経過型地域密着型介護老人福祉施設 <指定介護施設> <指定介護施設>	要介護1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
		要介護2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
ニ 経過型ニュートン型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (1日20時間)	(1) 経過型ニュートン型地域密着型介護老人福祉施設 <指定介護施設> <指定介護施設>	要介護1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
		要介護2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

※ 介護報酬は、介護報酬改定により変更される場合があります。また、介護報酬改定に伴い、介護報酬の算定方法が変更となる場合があります。最新の介護報酬改定に関する情報は、厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

8 複合型サービス費

基本部分	注		注		注		注		注		注		注	
	登録者数が登録定員を超える場合又は	従業員数が従業員に満たない場合	身体介護費が未定額である	訪問看護費が未定額である	特別地域看護小規模多機能型居宅介護費	特別地域看護小規模多機能型居宅介護費	特別地域看護小規模多機能型居宅介護費	特別地域看護小規模多機能型居宅介護費	特別地域看護小規模多機能型居宅介護費	特別地域看護小規模多機能型居宅介護費	特別地域看護小規模多機能型居宅介護費	特別地域看護小規模多機能型居宅介護費	特別地域看護小規模多機能型居宅介護費	特別地域看護小規模多機能型居宅介護費
イ 看護小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 要介護1 (27,414 単位) 要介護2 (27,414 単位) 要介護3 (42,621 単位) 要介護4 (27,414 単位) 要介護5 (31,408 単位) (2) 同一建物に居住する者に対して行う場合 要介護1 (27,414 単位) 要介護2 (27,414 単位) 要介護3 (42,621 単位) 要介護4 (27,414 単位) 要介護5 (31,408 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-30単位 -30単位 -30単位 -60単位 -95単位
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)	要介護1 (855 単位) 要介護2 (700 単位) 要介護3 (73 単位) 要介護4 (73 単位) 要介護5 (855 単位)											-925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-30単位 -30単位 -60単位 -95単位
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)													
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	14.1 認知症加算(Ⅰ) (1日につき 30単位を加算) 14.2 認知症加算(Ⅱ) (1日につき 30単位を加算) 14.3 認知症加算(Ⅲ) (1日につき 30単位を加算) 14.4 認知症加算(Ⅳ) (1日につき 30単位を加算)													
ホ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)	(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))													
ヘ 看護情報知利用費等入加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 800単位を加算)													
ト 栄養アセスメント加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 50単位を加算)													
チ 栄養改善加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 200単位を加算(1月に2回を限度))													
リ 口腔栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (1回につき 20単位を加算(8月に1回を限度)) (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (1回につき 5単位を加算(8月に1回を限度))													
ロ 口腔機能向上加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1回につき +150単位(月2回を限度)) (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1回につき +160単位(月2回を限度))													
ハ 通院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 600単位を加算)													
ニ 看護情報加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 220単位を加算)													
ホ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)													
ヘ 看護情報加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 250単位を加算)													
ト ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 2,500単位を加算)													
チ 看護情報加算 (イを算定する場合のみ算定)	(150単位を加算)													
リ 看護情報加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護情報加算(Ⅰ) (1月につき 3,000単位を加算) (2) 看護情報加算(Ⅱ) (1月につき 2,500単位を加算)													
ロ 看護情報加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,000単位を加算)													
ハ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)													
ニ 看護マネジメント加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき 13単位を加算)													
ホ 接せつ支援加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 接せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 接せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 接せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)													
ヘ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)													
ト 看護情報加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護情報加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 看護情報加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)													
チ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算) (2) ロを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 12単位を加算)													
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×102/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×74/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×41/1000)													
ロ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×15/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×12/1000)													
ハ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位数×17/1000)													

注：特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度基準書の算定の限、(1)の単位数を算入
 ※ (2)を算定する場合は、支給限度基準書の算定の限、(1)の単位数を算入
 ※ 身体介護費未定額等については令和7年4月1日から適用する
 ※ 緊急時訪問看護加算については、緊急時の付加及び付加の開始の翌日より適用する
 ※ 令和7年4月1日現在の算定額を示す
 ※ 介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和7年4月1日から適用する

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
			登録者が登録員を超える場合	従業員数が基準を満たさない場合	身体障害者止し は算入不算入	高齢者生活自立 促進支援費は加 算不算入	認知症対応型 介護費は加算	注	注	注	注
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 (2,450 単位) 要支援2 (3,970 単位)	×70/100	×70/100	=1/100	=1/100	=1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,100 単位) 要支援2 (4,281 単位)									
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (421 単位) 要支援2 (531 単位)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			1日につき 30単位を加算								
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(7日限を限度))								
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 450単位を加算)								
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 300単位を加算)								
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)									
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)									
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)								
エ 生涯性向上支援体制加算			(1)生涯性向上支援体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2)生涯性向上支援体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)								
シ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)									
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)									
ス 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)								
セ 介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)								
ソ 介護職員等ベースアップ等支援加算			(1月につき +所定単位×17/1000)								

注：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体障害者生活自立促進加算については令和7年4月1日から算定可能

※ 認知症対応型介護費については、療養命の多問及び11まんねの取止のための指針の取巻及び(非常取組)に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日額を 戻す)
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (749 単位)										
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (769 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日額を 戻す)
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (777 単位)										

注 入院時費用 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

△ 初回加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)	
△ 運営経費増徴加算 (イを算定する場合のみ算定)	(250単位を加算)	
△ 運営時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))	
△ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
△ 認知症チームケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1日につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1日につき 120単位を加算)	
△ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)	
△ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき +30単位を加算)	
△ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)	※ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を1回以上行っている場合
△ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))	
△ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)	
△ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1日につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1日につき 5単位を加算)	
△ 新型コロナウイルス感染症対策加算	(1日に1回、連続する5日を限度として、240単位を加算)	
△ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)	
△ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
△ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)	※ 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計
△ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×31/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)	※ 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計
△ 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1月につき +所定単位×23/1000)	※ 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 ※ 身体拘束禁止等実施措置については、イを算定する場合のみ、令和7年4月1日から適用する。
 ※ 事業開始年度を算定対象年とする場合は、令和6年の予防認知症対応型共同生活介護の開始が令和7年4月1日以前かつ令和7年3月31日までの期間内であること。
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。